

購入注文の条件 (Japan)

- 定義:** 本注文において「製品」という表現は、本注文にて明示的または黙示的に注文の対象とされたか、又は、本注文に基づき引渡される商品、サービス、作業およびデータ若しくはこれらの一部を含むものとするが、これらに限るものではない。本注文において以下の用語は、文脈により別途、解すべき場合を除き、以下の意味を有する：(i) 「購入者」とはグローバルアドバンストメタルジャパン株式会社をいう。(ii) 「販売者」とは、購入者の購入注文上で示された者をいう。(iii) 「注文」、「購入注文」又は「購入者の注文」は、購入者の購入注文（ただし、その対象事項すなわち本条件に関わる拘束力ある合意を構成する一切の書類、本注文で定める製品の購入条件を規定した参照紙及び添付文書のすべてを含む）を意味する。(iv) 「作業」とは本注文にもとづき販売者に求められる、すべての商品、サービスおよびその他製品の提供、実施、履行を意味する。(v) 「商品」とは本注文により販売者により提供される全ての原料、装置、供給品をいう。(vi) 「引渡」とは、購入者の注文条件に従い製品の占有を購入者に移転する行為をいい、引渡条件が規定されていない場合は、注文における購入者の指定場所を指定仕向地とする関税持込渡し（2010 インコターム又はその後の改定に拠る）をいう。(vii) 「両当事者」とは集合的に購入者と販売者をいう。(viii) 「秘密保持契約」は本注文の対象事項に適用する目的で両当事者あるいは、両当事者の関連会社間で交わされた既存の有効な秘密保持契約を意味する。
- 承諾: 完全合意:** 販売者の承諾、確認又は履行の開始は、購入者の注文の承諾を意味する。秘密保持契約を除き、購入者の注文は、両当事者間の完全合意を成し、購入者の権限を有する代表者が署名した書面によらない限り、変更、修正、改定できないものとする。本注文で明示された条件は、書面、口頭の如何を問わず、これ以前のいかなる了解にも優先し、取引若しくは履行の過程又は取引慣行にも適用される。販売者の販売若しくは提案又はその他のビジネス文書に記載のいかなる条件も効力を持たない。ただし、本注文において明示の定めがある場合を除く。さらに、本注文において矛盾する点があっても、購入者は、前述の文で言及した販売者の他の条件を明示的に拒否し、これに合意をしない。
- 数量; 請求書; 支払; 通貨:** 購入者の注文において指定された数量以上の商品が出荷された場合は、販売者の費用負担により購入者は余剰分を返品できるものとする。請求書は、引渡後でなければ発行してはならない。支払期日は購入者の注文の定めるところに従うが、支払条件の定めが無い場合、支払期日は購入者販売者の請求書を購入者が受領し、受入れたときより（正味）150 暦日後とする。（ただし、当該日数が適用法令に違反する場合は、かかる適用法令の下での適法な期間に短縮されるものとする）。さらに現金割引が適用される場合は、現金割引期間は購入者が請求書を受け取った日から計算されるものとする。支払によって受入れがあったとはみなされない。購入者が別途指定しない限り、本契約の適用通貨は円とする。
- 所有権と保証:** 注文において明示的に別段の定めが無い限り、製品の所有権は引渡時に購入者に移転するものとする。販売者は、本契約に基づき引渡される商品に関して次の事項を保証する。(a) 先取特権、制限、権利の設定、担保権その他の負担が無く、完全で無制約の所有権があること。(b) 購入者の定める製品説明および規格に一致するか、購入者がかかる説明又は規格を定めない場合は、販売者が本注文条件に整合していると解するところと一致していること。(c) (購入者によって中古品と指定された場合を除き) 新品であること、商品として通常の品質をそなえていること、製造、原料、設計において欠陥、不足がないこと、および販売者が合理的に知りうる購入者の使用目的に適合していること。購入者の依頼に応じて、販売者は、本注文条件の対象たる製品であって、原料又は設計において欠陥又は不足があるか、本注文条件の要件あるいはその他適用法の定めるところを満たしていないものについては、かかる製品のすべて又は一部を修理または交換する。販売者によるかかる欠陥、不足、瑕疵の是正の遅延が生じた場合は、購入者がこれを行うことができるものとし、販売者は費用の一切につき責任を負うが、これにより、契約違反に対する購入者の権利が害されることはない。販売者はかかる修理、交換に関する輸送費を負担するものとし、修理又は交換された製品についても、本条の品質、所有権及び保証の条項の適用があるものとする。上記保証は、購入者の（明示的又は黙示的）他の権利の放棄を構成するものではなく、適用法にもとづく黙示の保証に加えて認められるものである。かかる保証は購入者、その顧客及び購入者の製品の使用者に対し効力を有し、購入者の検査と受け入れ後も効力を有するものとする。
- 引渡; 危険負担:** すべての梱包には購入者の注文番号、ストック番号、内容物、重量を表示し、貨物内容明細書を同梱し、出荷の為の適切な梱包、その他購入者の合理的な依頼にしたがった適正な梱包を行うものとする。購入者が注文において明示した場合を除き、梱包、木枠、運送（速達か通常輸送かを問わない）についての費用請求は認められないものとする。時間は本契約において必須条件であり、本注文で規定する時間内に、あるいは、かかる規定が無い場合は合理的な時間内に引渡されなかった場合、購入者は(i) 当該製品の受領を拒否し、本注文を解除することができ、あるいは、(ii) 販売者に製品を最も迅速な方法で出荷させることができ、この場合、通常の輸送手段に適用される費用を超過する分は販売者の負担とする。誤解を避ける為に述べると、販売者は製品の引渡まで滅失の危険を負担する。
- 変更:** 販売者より提案される代用のもの又は追加費用（その種類の問わない）は、購入者の権限ある代表者による書面での承諾が無い限り、受容されないものとする。購入者は、引渡前は書面で通知することにより、図面及び規格、出荷及び梱包指示、並びに引渡し場所につき、本注文の全般的な範囲内において変更することができる。購入者は、出荷されていないか作業が完了されていない範囲で、本注文の対象である作業の一部又は全てを変更又は解除する権利を有する。かかる変更は、購入者から正式な注文変更として通知されなければならない。かかる変更により履行に要する時間と費用が相当に増減する場合は、価格及び/又は引渡スケジュールについて公平な調整が行われるものとし、かかる調整には、当該納期スケジュールに間に合わせる為に要する販売者の通常の製造サイクルにおいて加工中の原料に限っての陳腐化、再作業、廃棄の引当金が含まれる。かかる調整についての販売者からの要請は、直ちに、ただし、いかなる場合であっても変更が指示された日から15 暦日以内に、又は、別途書面で合意される期間内に行わなければならない。本条にもとづく公平な調整の要請に関して両当事者が合意できない場合、販売者は、購入者の要求に応じて、当該不一致の解決を棚上げし、変更に従い真摯に履行するものとする。
- 解除; 存続:** 購入者は以下に従い、本注文を解除できる。(a) 購入者の判断により、販売者が、本注文に定める時期に遅れるか、かかる定めが無い場合は合理的でない期間、遅滞にあることにより、又は、製造上の問題により、本注文にもとづき履行し若しくは製品を引渡す作業又は能力が危うくなっているとされる場合、他の救済に加えて、購入者は、24 時間前の事前通知により、当該作業又は本注文の全てあるいは一部を、本注文にもとづき如何なる追加義務を負うことなく解除できる。又は、(b) 引渡しが行われていない製品の全部又は一部につき、いつでも解除できる。この場合、購入者と販売者は、解除された部分の公平な精算のための支払について交渉を行うが、かかる交渉は、解除の日までの販売者の現実の費用の考慮を内容とするものであり、かかる費用には、当該引渡しスケジュールに間に合わせる為に要する販売者の通常の製造サイクルにおいて加工中の原料に限っての陳腐化、再作業、廃棄に対する引当金と、これに関わる合理的な利益を上乗せし、販売者にとっての本注文の何らかの対価を差し引いたものが含まれる。ただし、いかなる場合であっても、当該支払は、本注文が解除されなかったとした場合に、かかる解

除された部分につき本注文にもとづき支払ったであろう金額を超えないものとする。購入者は、本注文解除時点で販売者の下にある、本注文に関係した在庫を取得する権利を有するものとする。購入者の注文の条項のうち、その性質上、購入者の注文の期間満了又は解除後まで及ぶもの（第 4,7,9-11 と 13-22 条を含むがこれらに限られるものではない。）は、購入者の注文の期間満了又は解除にかかわらず、引き続き完全な効力を有する。

8. **免責対象遅延:** いずれの当事者も、自ら合理的に制御できない理由により、自己の帰責性若しくは過失がなく生じた、本注文にもとづくその義務の不履行又は遅延については、かかる不履行又は遅延が不可抗力により生じた範囲において免責されるものとする。かかる不可抗力には、外敵行動、主権国家間の戦争、テロ、主権の行使又は契約上の資格における政府の行為、火災、洪水、台風、疫病、検疫制限、スト及び禁輸が含まれる。販売者は速やかに、ただし、いかなる場合であっても、かかる免責対象となる遅延の原因の発生から 10 暦日以内に書面にて購入者に通知するものとする。かかる通知のない場合は当該免責を放棄したものとす。
9. **広報; 注文の開示:** 販売者は購入者の法務部による書面での承諾無しに、広告若しくは販売促進の資料又は広報リリースにおいて購入者の名称を使用しないものとし、また購入者が販売者に対し本注文を行った事実、若しくはその対象事項若しくはその条件を、方法のいかんを問わず公表又は発表しないものとする。
10. **機密情報; 知的財産:** もし当事者が本注文にもとづき（以下で定義される）本機密情報の開示を対象とする秘密保持契約を締結し、かつ、当該秘密保持契約の期間が本注文の期間満了又は解除に先んじて満了をむかえる場合は、当該秘密保持契約の有効期間は、本注文のものと一致するよう自動的に延長されるものとする。もし両当事者がかかる秘密保持契約を締結していないのであれば、販売者は、購入者の事業及び/又は業務に関し、購入者により若しくは購入者のために販売者に対し、書面による口頭かを問わず、また、その媒体を問わず、開示された非公開の専有情報を、厳格に機密情報として扱うものとし第三者には開示しないものとする。かかる情報には、購入者資料、営業秘密、ノウハウ、製法、プロセス、アルゴリズム、アイデア、戦略、発明、データ、設計、フローチャート、図面、専有情報、事業計画及びマーケティング計画、財務・経営情報、顧客の識別情報とその要求事項、顧客リスト、サプライヤーの識別情報とその製品、価格情報、製品情報、製造工程及び手順、製品研究、財務情報及びその他の類似の非公開情報であって購入者の現在及び/又は将来の業務及び経営に関する情報、資料又はデータを伴うもの、並びに、かかる情報（本知的財産（以下に定義）を含む）にもとづき販売者又は第三者が作成した分析、編集物、研究、要約、抜粋（総称して「本機密情報」）が含まれる。本機密情報は、引き続き購入者の専有財産であり、購入者、あるいはその指定者からの注文の履行においてのみに使用するものとし、購入者の指示があるときはこれに従って、その複製とあわせて購入者に引渡すか、販売者により廃棄するものとする。本注文の対象である、コンサルティング、エンジニアリング、設計、調査、テスト、同様な若しくは関連するサービス、並びに、発明、改良、著作権対象作品及びその他の作業成果物であって、購入者のための上記サービスの履行において最初に創作又は制作されたもの、または、購入者からのかかる情報にもとづくかそれにより示唆され、あるいは購入者又はその関連会社の社員により示唆されたものについては、販売者は、購入者（又はその親会社）がかかる作業成果物—それに係る一切の特許、著作権、その他知的財産権（「本知的財産」）を含む—の唯一の排他的所有者であることに購入者同意する。さらにかかる著作物の全ては、法律により認められる範囲で、職務著作物とみなされる。販売者は、本注文によって生じたすべての発明、改良、発見、技術やプロセス（本知的財産を含む）を購入者に開示し、ここにおいて譲渡し、本注文にもとづき引渡すべきと明示されたすべてのデータを如何なる目的にも使用できる権利を購入者に付与する。販売者は、かかる財産（本知的財産を含む）の権利について対抗要件を具備しまた購入者あるいはその指定者の名義において登録することに関し、あらゆる点において援助を行うことに同意する。
11. **一般的な免責:** 矛盾する定めがあっても、販売者は、購入者、その関連会社、承継人及び譲受人、役員、取締役、従業員、下業者、顧客、代理人並びに賃貸人（「購入者の被補償者」）に対し、販売者の本注文の履行又は本注文にもとづき供給された製品から、直接的又は間接的に、発生、発展、付随又は起因し、いずれかの組織、購入者又は個人（購入者及び販売者双方の従業員若しくは購入者の契約上の被補償者を含む）のためになされる、あらゆる種類の、購入者損害、請求、要求、罰金、制裁、費用及び支出（弁護士費用及び裁判所費用を含む）、訴訟原因、訴訟及び責任の一切（「クレーム」）について、防御、保護、補償及び免責を与えることに同意する。クレームには(i) 個人の怪我、死亡、財産損害、(ii) 当該製品の原料、製造、設計上の瑕疵、(iii) 販売者、その従業員、代理人、使用人、下請業者の作為あるいは不作為が含まれる。かかる防御、保護、補償及び免責は、かかるクレームが購入者若しくはその従業員の過失に起因するか、かかる過失の寄与があるかを問わず、保険が掛けられているか否かに関わらず、購入者が提供した原料、敷地又は敷地上の装置の不完全さ（隠れたものか顕著なものかを問わない）が原因であるか否かに関わらず、与えられるものとする。
12. **保険:** 日本の下請法（昭和 31 年法律第 120 号）が適用される小規模事業会社は例外とし、販売者は本注文の期間中（及び、該当する保険については、保証義務が継続する限り）常に、販売者の費用負担で、下記(i)から(iii)に従った、最低付保範囲を有する保険（あるいはそれらと同等な付保範囲の取得可能な保険）を購入し、それを維持する。かかる保険は既存の有効なかつ支払を受けられる保険に対して第一次保険とする。(i) 労災保険と雇用者賠償責任保険—付保範囲 A（法的限度額）及び付保範囲 B（限度額百万ドルの雇用者賠償責任保険）、(ii) 総合賠償責任保険—限度額 2 百万ドル、(iii) 自動車損害賠償保険—限度額 2 百万ドル。保険会社はすべて、A.M ベストの格付けで“A-”（同等な資格を有した格付け機関でかかる“A-”に相当するもの）以上で、財務上の規模について“VII”（かかる“VII”に匹敵する規模）以上の会社とする。販売者は、購入者あるいはその関連会社もしくは請負業者の敷地内で作業を行うには、その開始前に、賠償責任保険会社より、購入者とその関連会社を追加の被保険者とする旨の裏書条項を得るものとし、保険会社より、購入者及びその関連会社に対する保険代位の請求の放棄を取得するものとする。かかる作業に先立ち、必要な保険とその付保範囲の証拠として保険証書を購入者に提供するものとする。もし販売者が下業者を起用して本注文にもとづく作業の履行を行う場合は、販売者は、当該下請業者に対し、当該下請業者が本注文にもとづく当該作業の履行に従事する期間、上記条件に従った保険を、購入、保持、有効に維持するよう要求することに同意する。また販売者は、下業者からも、購入者及びその関連会社に対する保険代位の請求の放棄を取得するものとする。
13. **知的財産権の免責:** 販売者は、本注文にもとづき提供された製品の製造、使用、販売、引渡、又は処分により、現に生じたあるいは生じたとの主張された、特許、著作権、ライセンス又はその他の知的所有権の一切の侵害、及びかかる製品を侵害の無い製品と代替する費用に関するか、又はこれを理由としたクレームから、購入者を防御、保護、免責し、補償するものとする。
14. **法令遵守:**
 - A. 販売者は、本注文における義務の履行に関わる、すべての米国又は現地の適用法令（かかる適用法令には（該当する場合は）以下のものが含まれるが、これに限らない）を遵守することを保証、表明する。

(i) 適用される反贈収賄立法（米国海外腐敗防止法、英国贈収賄防止法 2010 年、日本の相当する法を含むが、これらに限られない）、かかる法は、販売者又は購入者によるビジネスの獲得又は本注文にもとづく義務履行を容易にする目的で、金銭、価値のあるものを、直接か間接かを問わず、第三者に対し、供与し、供与の約束をし、收受し、受け取りを禁じる法である。

(ii)（米国政府や日本の適用貿易管理法（米国法と相反しない場合）により随時、実施される）貿易制裁や禁輸により、当事者の国際取引について要件を設ける、あるいは取引制限を課す米国、または現地の貿易管理法。販売者は、以下の(i)から(ii)の直接又は間接の輸出、再輸出を、それと知りながらおこなわないものとする。(i)本注文により購入者より受け取った、（米国輸出管理規則で規定された）技術データ、(ii)かかる技術データを使用して直かに作られる直接製品、プロセス、サービスであって、米国法あるいは他の現地の適用法（それらの法が米国のものとは相反しない場合）により輸出、再輸出の制限を受けている仕向地へ向けられたもの（かかる仕向地には、現在米国の貿易制裁の対象となっている国を含む）。販売者は、米国の個人又は会社が、アラブリーグのイスラエル品ボイコットに協力するのを禁じる米国法を遵守し、米国法（米国財務省海外資産管理局の「特別指定国家」リストを含むがこれに限定されない）において指定された禁止対象である者、テロリスト、麻薬密売人と取引を行わない。

(iii) 安全、環境の適用法。販売者は、製品に関する重要な安全データシート又は同様な資料を提供するものとする（それらには、自己が保有するか知っている毒性データであって、製品に関連し、人体及び環境に関わるものすべてが含まれるが、それらに限られるものではない）。そして、販売者は、製品の安全な貯蔵、適法な処分の方針について助言を行う。販売者は、販売者又はその請負業者が購入者に対し販売し、その他提供した、化学物質（米国有害物質規制法（その後の改正を含む）又は日本の相当する法により定義）はすべて、当該物質が購入者に販売/提供された日において、前記法にもとづく米国環境保護庁又は日本法上これに相当するものにより編集され、発表されている化学物質リストに掲載されていること、さらに、将来も掲載されたものであることを保証する。販売者は、本注文を履行するにあたり使用される事業所は、EPA(米国環境保護庁)の EPA 違反事業所リスト、日本法上それに相当するものに掲載されたことはなく、かかる事実については速やかに書面でもって購入者に通知することを保証する。

B. 各当事者は相手方に対し、自己が反社会的勢力（「組織犯罪グループのメンバーによる不当な行為の防止等に関する法律」に定める 暴力団組織、暴力団に關係した企業、組織（その構成員、グループ、個人を含む）に該当しないこと、及び過去においても反社会勢力で無かったこと、将来においても、一切反社会勢力を使用しないこと、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の名誉と信用を損なわないこと、不当な要求を行わないこと、反社会勢力に資金を供与しない、反社会勢力と緊密な関係を求めないことを、表明し、保証する。各当事者は相手方に、自己の現実に知る限りにおいて、その業務を管理し、実質的に管理する者又は役員が反社会勢力の構成員で無いこと、また、当該当事者は、反社会勢力が自己の名称を本注文に使用することを許容していないことを表明し、保証する。また販売者は、本注文に関連して使用する下請業者にも本項の定めを遵守させるものとする。

15. 購入者のサプライヤー行為規範と安全方針：販売者は、購入者の次の方針を遵守することを表明し、保証する。

A. サプライヤー行動規範 <http://www.globaladvancedmetals.com/about-us/supplier-code-of-conduct.aspx>; および

B. 販売者が購入者の事業所で作業を行う場合、販売者に提供されたサプライヤー安全方針

16. 賠償責任の制限：

A. 本注文の他の定めその他に関わらず、購入者は、本注文の対象事項に関し販売者に対し責任を負う場合、かかる責任は、契約、過失若しくは厳格責任の法理又は衡平法上の法理によるかを問わず、かかる責任を発生させた事由に先んじる 3 か月の間に購入者から販売者へ支払った金額を超えないものとする。

B. いかなる場合であっても、いずれの当事者も相手方に対し、本注文に起因し又は関連する付随損害、間接損害、特別損害、派生損害、又は逸失利益については、かかる損害の可能性について知らされていたか否かを問わず、責任を負わないものとする。

C. この第 16 条の制限は、本注文に定める限定的な救済の本質的な目的が実現されない場合であっても適用される。本注文はいかなる点においても、いずれの当事者についても、人身傷害、死亡、又は適用法により排除不能とされている、財産に対する物理的損傷若しくは一切の責任を免除するものではない。

17. 譲渡及び下請：販売者は、購入者の書面による同意なしに、本注文の全てあるいは一部を譲渡することは出来ない。販売者は、本注文により求められる完成品である素材製品、または実質的に完成品である素材製品、又はサービスについて下請を使用する場合は、購入者の書面による事前の承認を必要とする。

18. 非放棄：本注文のいずれかの条件について購入者が厳格な履行を主張しない場合であっても、これをもって、購入者が有するいずれかの権利又は救済の放棄とみなしてはならず、本注文の条項のそれ以降の不履行についての放棄とみなしてはならない。本注文にもとづく物品の出荷又は受領をもって、購入者の本注文にもとづくいずれかの権利及び販売者の本注文の規定を遵守する義務についての放棄となるものではない。

19. 倒産：購入者は次のいずれかの場合、またそれに相当する他の場合、本注文を解約することができる。(i)販売者の倒産の場合、(ii)販売者による任意の倒産の申し立てがなされた場合、(iii) 販売者に対する倒産の申し立てがなされ、申し立ての日より 30 日以内にかかる申し立てが取消されない場合、(iv)販売者の財産保全管理人又は管財人の選任がなされた場合で、かかる選任の日から 30 日以内に、かかる選任が取消されないとき、(v) 販売者が全債権者の為の包括的譲渡を行う場合。

20. 適用法; 紛争：本注文は、発注を行う購入者の法域の法令に準拠する。購入者の機密情報と知的財産に関する差し止め救済の場合を除き、購入者と販売者間に生じる、本注文に起因するその他のすべての紛争については、日本商事仲裁協会の仲裁規則に則り最終的に解決されるものとする。仲裁人は 1 名とし、仲裁場所は日本国、東京とし、使用言語は、日本語及び英語とする。

21. 分離取扱条項：いずれかの法域において本注文のいずれかの条項が禁止され、又は強制履行不可とされた場合、かかる条項は、当該法域に関して、かかる禁止又は強制履行不可の限度で無効となるものとし、本契約の他の条項の有効性が否定されるものではなく、他の法域においてかかる条項の有効性又は強制履行可能性について影響を及ぼすものではない。

22. 翻訳：本注文については、販売者の参照のために日本語訳も作成されている。本注文の英語版と日本語訳との間に抵触がある場合、販売者は、本注文の日本語版と抵触する条項については英語版に準拠することに同意する。